

令和8年度 新事業創出モデル伴走支援業務 企画提案競技 仕様書

1. 業務名 令和8年度 新事業創出モデル伴走支援業務

2. 事業目的

県内事業者とIT企業が連携し（事業共創）、デジタル技術を活用した新たな事業創出やビジネスモデルの変革に取り組むことで、DXを推進し高付加価値な事業形態へのチャレンジの機会を創出するため、企業変革を志向する県内企業に対して、専門家を配置し新規事業創出・ビジネスモデル変革等への伴走支援（以下、「伴走支援プログラム」という。）を行うことで、他の県内企業のモデルとなる成功事例の創出を図る。

3. 委託期間 契約締結日～令和9年3月31日

4. 委託事業内容

（1）支援期間

- ・支援期間は、支援着手から令和9年3月31日までとする。
- ・なお、支援期間については、県の予算措置状況及び初年度の結果等を確認の上、翌年度の伴走支援も可能とする。その場合、本提案競技により決定した委託候補者と翌年度も随意契約を行う方針としているが、県の予算措置状況及び委託業務に係る評価結果等により、随意契約を行わない場合がある。

（2）伴走支援プログラムの実施

公募・審査を経て選定した、デジタル技術の利活用による新規事業創出・ビジネスモデル変革を志向する県内企業の伴走支援を実施する。

① 支援プロジェクトの募集・選定

- ・支援プロジェクトの募集に当たっては、しまね産業振興財団（以下、財団）と相談の上、審査方針を検討し募集要項を作成する。
- ・募集期間中に幅広く周知を図ることを目的とした事業説明会を2回（県東部・西部で各1回）実施すること。
- ・支援プロジェクト数は4プロジェクト以上とする。
- ・支援プロジェクトの選定は、事業者のマインド、現状の自社分析状況、プロジェクトへの経営者の関わり、プロジェクトの社内体制等から総合的に判断するものとし、効果的な募集方法及び審査方法を策定し、財団に協議の上、実施すること。

② リーダー専門家の配置

- ・支援プロジェクトの専属メンターとなるリーダー専門家を配置すること。

③ 各支援プロジェクトの伴走支援について

- ・各支援プロジェクトにおいて、デジタル技術の利活用による新規事業創出・ビジネスモデル変革に向けて現状分析、あるべき姿の設計、課題解決を行うためのビジネスアイデアのブラッシュアップ、事業計画の策定、DXパートナー等とのマッチング、サービス・プロダクト開発のPoC支援、初期顧客獲得支援、持続的成長のための基盤づくり支援等

の伴走支援を行う。新規事業創出・ビジネスモデル変革等の達成に必要な支援として、各支援プロジェクトにつき毎月2回以上の面接（うち1回以上の直接面談）を通じて、上記内容を提供する。

④ 成果報告会の開催

・各支援プロジェクトの取組成果を広く紹介することで、将来の共創パートナー・サポーターとの事業共創を促すことおよび新規事業創出・ビジネスモデル変革を志向する県内企業に対し同様の取組みを促すことを目的とした報告会を令和9年3月に開催すること。

(3) 支援記録及び報告書の作成

- ・支援終了後、支援計画、取組経緯、成果、今後の課題、支援者の所見等を取りまとめた実施報告書を作成すること。
- ・また、支援の経緯が分かるように、支援対象者と受託者との接触（対面、オンライン電話、メール等）を行った際には、その都度内容について記録（任意様式）を作成・保管し、報告の指示があった場合は財団へ報告すること。

(4) 独自企画提案

その他、円滑な伴走支援プログラムの実施や支援対象者の成長促進のために有効な取組として提案競技で提案し、財団と調整を図った業務。

(5) 成果物

本業務完了後、5日以内に、委託業務完了報告書を作成し、紙媒体、電子媒体で納品する。なお、報告書には以下を含むものとする。

- ・受託者が実施した活動内容の取りまとめ
- ・4(2)の「支援記録及び報告書」
- ・その他、本業務を通じて作成した成果物

5. その他

(1)本業務の実施に当たっては、下記の知識・力量を保持すること。

- ・非IT企業とIT企業が連携したデジタル技術を活用したビジネスモデル変革支援の実績※を多数有し、様々な業種・業態についてDX推進の方向性を示唆できる。

※実績は伴走支援に留まらず、サービスやプロダクトを市場投入しているなどの成果が出ている必要がある

- ・直近の県内IT産業の現状を熟知しており、トレンドを踏まえた今後の成長への方向性を示唆できる。

(2)本業務を円滑・適正に運営するため、責任者及び各担当者等のバックアップ体制を構築すること。

- (3)本委託業務の実施にあたっては、本仕様書及び「提案競技実施要領」に基づいて提出した提案書の内容を遵守することとし、財団と十分協議すること。
- (4)本委託業務の経理を明確にするため、受託者は他の経理と明確に区分して会計処理を行うこと。
- (5)成果物の著作権は財団に帰属する。また、受託者は第三者の著作権等の権利を侵害していないことを保証すること。
- (6)本委託業務の実施において、個人情報等の保護すべき情報の取り扱いに万全の対策を講じること。
- (7)本委託業務の実施にあたり、問題等が発生した場合には、財団に遅滞なく報告し協議のうえ対応を行うこと。
- (8)感染症の影響、災害その他不可抗力等、財団及び受託者の責によらない事由により、仕様書に記載された事業の一部が実施できなくなった場合は、財団と受託者の協議の上、契約金額を含めて、契約変更する。
- (9)その他、仕様書に定めのない事項は財団と受託者の協議により定めるものとする。